

通学経路変更届

桃山学院中学校高等学校 学校長 殿

●年 ●組 ●番(生徒証番号: ●● - ●●●●)



生徒名 桃山 太郎

保護者名 桃山 一郎 (印)

変更前	泉北高速 線	和泉中央 駅 ~	中百舌鳥 駅
	大阪メトロ御堂筋 線	なかもず 駅 ~	昭和町 駅
	線	駅 ~	駅
	線	駅 ~	駅



変更後	泉北高速 線	泉ヶ丘 駅 ~	中百舌鳥 駅
	大阪メトロ御堂筋 線	なかもず 駅 ~	昭和町 駅
	線	駅 ~	駅
	線	駅 ~	駅

◎変更事由

(例 1)転居のため

(例 2)通学時間短縮のため

※塾への通学等による通学区間の変更はできません。

●通学経路変更についての注意事項

①通学経路の変更は、特別な事情のない限り認められません。

特別な事情とは

通学定期の利用可能な経路は、鉄道会社によって認められた、通学者の住所の最寄り駅から学校所在地の最寄り駅までを結ぶ区間となっており、

- ・転居
- ・乗車距離が短くなる
- ・乗車時間が短くなる
- ・定期運賃が安くなる 等の理由でのみ変更が許可されます。

※塾への通学等による通学区間の変更はできません。

②本校の最寄り駅は、以下の4駅のうちいずれかです。

1. 大阪メトロ御堂筋線 昭和町駅
2. 大阪メトロ谷町線 文の里駅
3. JR阪和線 南田辺駅
4. 阪堺電車上町線 東天下茶屋駅